

様式第 20（第27条第 1 項及び第 2 項、第27条の 2 第 1 項及び第 2 項関係）（平24

経産令 2 ・全改、令 2 経産令92 ・一部改正）

（その 1）

採掘権に関する施業案（金属鉱山等）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

採掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 採掘権の登録番号
- 3 鉱山の名称
- 4 目的とする鉱物の名称
- 5 探鉱又は採鉱に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 主要な鉱床の位置、走向、傾斜及び厚さ
 - (3) 探鉱の方法
 - (4) 採鉱の方法
 - (5) 1 年間における粗鉱の採掘予定量及び予定平均品位
 - (6) 採掘を行うための資金計画
 - (7) 採掘を行うための体制
- 6 運搬に関する事項
- 7 選鉱及び製錬に関する事項
 - (1) 選鉱及び製錬の方法
 - (2) 1 年間における鉱産物の産出予定量及び予定平均品位
- 8 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 通気及び排水に関する事項
 - (2) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (3) 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項
 - (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項
 - イ 鉱物の置場及び捨石、鉱さいのたい積場の位置及び構造
 - ロ 坑水、廃水、鉱煙等の処理施設に関する事項
 - ハ その他
- 9 重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項（鉱業権者が同一である場合を含む。）

備考

- 1 様式第 2 の備考 6 に準ずる。

- 2 様式第13の1の備考3に準ずる。
- 3 第27条の2第1項に基づく施業案の認可の申請の場合は、説明図及び事業計画書並びに事業計画書の内容に即して定めた施業案であることを説明した書面を添えて提出のこと。
- 4 第27条の2第2項に基づく施業案の変更の認可の申請の場合は、説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて提出のこと。

(その2)

試掘権に関する施業案（金属鉱山等）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

試掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 試掘権の登録番号
- 3 鉱山の名称
- 4 目的とする鉱物の名称
- 5 試掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 試掘の方法
 - (3) 試掘を行うための資金計画
 - (4) 試掘を行うための体制
- 6 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 通気及び排水に関する事項
 - (2) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (3) 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項
 - (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項
 - イ 鉱物の置場及び捨石、鉱さいのたい積場の位置及び構造
 - ロ 坑水、廃水、鉱煙等の処理施設に関する事項
 - ハ その他

備考

- 1 様式第2の備考6に準ずる。
- 2 様式第13の1の備考3に準ずる。
- 3 第27条の2第1項に基づく施業案の認可の申請の場合は、説明図及び事業計画書並びに事業計画書の内容に即して定めた施業案であることを説明した書面を添えて提出のこと。
- 4 第27条の2第2項に基づく施業案の変更の認可の申請の場合は、説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて提出のこと。

(その3)

採掘権に関する施業案（石炭又は亜炭鉱山）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

採掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 採掘権の登録番号
- 3 鉱山及び石炭又は亜炭坑の名称
- 4 目的とする鉱物の名称
- 5 採炭又は採炭に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 主要な炭層の位置、走向、傾斜及び厚さ
 - (3) 埋蔵炭量及び可採炭量
 - (4) 採炭の方法
 - (5) 1年間における予定出炭量
- 6 運搬に関する事項
- 7 選炭に関する事項
- 8 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 通気、排水、照明及び発破に関する事項
 - (2) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (3) 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項
 - (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項
 - イ 貯炭場及び捨石のたい積場の位置及び構造
 - ロ 坑水、廃水、水脈等の処理施設に関する事項
 - ハ その他
- 9 重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項（鉱業権者が同一である場合を含む。）

備考

- 1 様式第2の備考6に準ずる。
- 2 施業案の説明図には、石炭又は亜炭坑の範囲を明示すること。

(その 4)

試掘権に関する施業案（石炭又は亜炭鉱山）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

試掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 試掘権の登録番号
- 3 鉱山及び石炭又は亜炭坑の名称
- 4 目的とする鉱物の名称
- 5 試掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 試掘の方法
- 6 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 通気、排水、照明及び発破に関する事項
 - (2) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (3) 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項
 - (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項
 - イ 捨石等のたい積場の位置及び構造
 - ロ 坑水、廃水、水脈等の処理施設に関する事項
 - ハ その他

備考

- 1 様式第 2 の備考 6 に準ずる。
- 2 様式第 20（その 3）の備考と同様とする。

(その5)

採掘権に関する施業案（石油、可燃性天然ガス又はアスファルト鉱山）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

採掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 採掘権の登録番号
- 3 鉱山の名称
- 4 目的とする特定鉱物の名称
- 5 試掘又は採掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 主要な油層、ガス層又はアスファルト鉱床の位置及び厚さ
 - (3) 試掘の方法
 - (4) 採掘の方法
 - (5) 1年間における産出予定量
 - (6) 採掘を行うための資金計画
 - (7) 採掘を行うための体制
- 6 運搬に関する事項
- 7 処理に関する事項
- 8 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (2) 施設の保全に関する事項
 - (3) 汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項

備考

- 1 様式第2の備考6に準ずる。
- 2 様式第13の1の備考3に準ずる。
- 3 第27条の2第1項に基づく施業案の認可の申請の場合は、説明図及び事業計画書並びに事業計画書の内容に即して定めた施業案であることを説明した書面を添えて提出のこと。
- 4 第27条の2第2項に基づく施業案の変更の認可の申請の場合は、説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて提出のこと。

(その6)

試掘権に関する施業案（石油、可燃性天然ガス又はアスファルト鉱山）

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

試掘権者 氏名又は名称

- 1 鉱区の所在地及び面積
- 2 試掘権の登録番号
- 3 鉱山の名称
- 4 目的とする特定鉱物の名称
- 5 試掘に関する事項
 - (1) 地質の状態
 - (2) 試掘の方法
 - (3) 試掘を行うための資金計画
 - (4) 試掘を行うための体制
- 6 操業上の危害予防に関する事項
 - (1) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
 - (2) 施設の保全に関する事項
 - (3) 汚水又は廃物の処理方法等鉱害の防止のための施設に関する事項

備考

- 1 様式第2の備考6に準ずる。
- 2 様式第13の1の備考3に準ずる。
- 3 第27条の2第1項に基づく施業案の認可の申請の場合は、説明図及び事業計画書並びに事業計画書の内容に即して定めた施業案であることを説明した書面を添えて提出のこと。
- 4 第27条の2第2項に基づく施業案の変更の認可の申請の場合は、説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて提出のこと。